

# 就学援助制度のお知らせ

琴浦町教育委員会 教育総務課

この制度は小学校・中学校に就学する子どもさんをお持ちのご家庭で、経済的な理由により、就学するのに困っておられる保護者に対し、学用品費・修学旅行費・給食費等の一部を援助する制度です。

受給を希望される保護者の方は、下記事項に留意し、就学先の小学校にご相談のうえ、手続きをしてください。

記

## 1 対象となる世帯

経済的な理由で児童生徒を就学させるための教育費に困っておられる家庭で

- 生活保護が停止又は廃止されたが、生活が困難な世帯
- 児童扶養手当を受けておられる世帯
- 町民税の非課税または減免を受けておられる世帯
- 国民年金の掛金の減免を受けておられる世帯
- 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けておられる世帯
- その他経済的に児童生徒を就学させるのに困難な世帯など

\*世帯全員の収入状況等を考慮させていただきます。

## 2 申請から認定まで

### 申請に必要な書類

- ① 就学援助費交付申請書(学校・教育委員会で)
- ② 同居する世帯全員の町・県民税課税課税証明書(税務課・分庁管理課で)
- ③ 児童扶養手当、町民税非課税・減免、国民年金又は国民健康保険掛金減免等の決定通知又は証明書の写し

- 申請される方は、教育委員会教育総務課へ申請書等を提出してください。

1月中旬～下旬まで

認定審査

認定

不認定

- 申請書をもとに世帯の状況などを参考にし、教育委員会で決定します。
- 認定・不認定にかかわらず、審査後、学校長を通じて通知します。
- 家庭状況の変化があった場合は、年度中途でも申請が可能ですので、学校又は教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

### 3 援助の種類

- 学用品費
- 通学用品費（1年生のぞく）
- 校外活動費
- 新入学児童生徒学用品費（1年生のみ）
- 修学旅行費（実施学年のみ）
- 給食費
- 医療費（学校保健法施行令第7条に定める疾病の治療に要する経費）

学校で治療の指示を受けた疾病

- ① トラコーマ及び結膜炎 ② 白癬、疥癬、膿痂疹 ③ 中耳炎 ④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤ う歯 ⑥ 寄生虫病（虫卵含有を含む）

### 4 その他

(1) 申請書を提出された後、各地区担当の民生児童委員さんが様子を尋ねるために訪問されることもありますので、ご協力をお願いします。

(2) 詳細につきましては、就学先の学校又は教育委員会教育総務課におたずねください。

問合せ先

琴浦町教育委員会 教育総務課

TEL 0858(52)1160

FAX 0858(52)1122

浦安小学校	TEL 52-2404
東伯小学校	TEL 52-3016
古布庄小学校	TEL 57-2001
八橋小学校	TEL 52-2950
赤碕小学校	TEL 55-0506
以西小学校	TEL 55-7030
成美小学校	TEL 55-0601
安田小学校	TEL 55-0201
東伯中学校	TEL 52-2326
赤碕中学校	TEL 55-0002

